

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある事業者に対する 経営資金の取扱いに係るQ & A

※現下の新型コロナウイルス感染状況に鑑み、福祉医療機構における福祉関係施設・医療関係施設等に対する新型コロナウイルス対応支援資金の無利子無担保等の優遇措置について、「令和4年6月末」から「令和4年9月末」まで延長します。

お手続きについて-----

Q 1 どのように手続すればよいですか？

A 1 新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」）の影響により事業の継続に支障がある方で経営資金（以下、「コロナ融資」）を希望する方は、福祉医療機構ホームページ（https://www.wam.go.jp/hp/fukushi_shinngata_corona_moushikomishorui/）からダウンロードした借入申込書に必要な書類一式を、当機構あて送付してください。送付先は以下のとおりです。（問い合わせ先は[こちら](#)）

なお、所定の審査がございます。経常赤字（経常損失）や債務超過等の経営改善が必要なお客様には、当機構からご連絡させていただくことがございます。

【宛先】

〒105－8486

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル9階

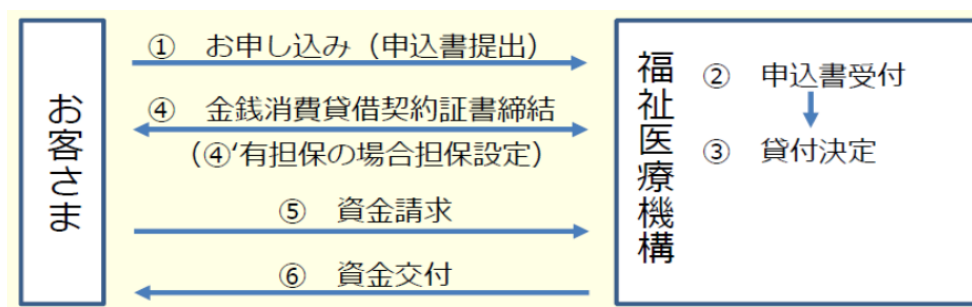
独立行政法人福祉医療機構

新型コロナウイルス対応支援室

借入申込書 受付担当 行

Q 2 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A 2 次のような流れになります。有担保の貸付となるか、無担保の貸付となるかでお手続きが異なりますのでご注意ください。（担保についてはQ12をご参照ください。）



Q 3 融資までどのくらいの日数がかかりますか。

A 3 できるだけ速やかにご融資ができるよう努めておりますが、現在、多くのお客さまからお申し込み頂いている状況であり、順番にご対応させていただいております。また、お客さまのお申し込み内容や貸付条件（担保の有無）によって審査にお時間をいただく場合があるため、必ずしも融資の時期についてご希望に沿えないことがあることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q 4 どちらに問い合わせればいいですか。

A 4 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤルを設置しておりますのでお問い合わせください。

0 1 2 0 - 3 4 3 - 8 6 2

※携帯電話等でつながらない場合：0 3 - 3 4 3 8 - 0 4 0 3

制度・条件・対象について-----

Q 5 どのような資金について融資を受けることができますか。

A 5 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者の方に対しご融資する資金種類は「経営資金」であり、融資条件の特例措置を講じております。

新たな施設整備を行う場合については、「建築資金」または「設置整備資金」となりますが、当該資金種類では通常融資となり、特例措置は講じておりません。

Q 6 融資を受けることができる条件は何ですか。

A 6 新型コロナウイルスにより、一定の影響を受け事業の継続に支障がある事業者の方を対象としております（当該感染症に施設利用者や施設職員が罹患していることは要件としておりません）。融資対象となる事業の種類は福祉医療機構ホームページに掲載している主な「融資対象施設・事業」をご確認ください。詳細につきましては上記 A 4 に記載の窓口までお問い合わせください。

Q 7 借入額に制限はありますか。

A 7 新型コロナウイルスの影響を受けた月と、影響を受ける前の年（前年、2 年前、3 年前）の同月を比較した際の減収額の 12 か月を目安に借入申込金額をご検討ください。これを超える金額をご希望の場合、根拠となる資料のご提出をお願いする場合があります。「新型コロナウイルス感染症に伴う経営資金に係る補足説明（提出書類 2）」で融資額が目安が算出されますので、申込書作成の際にご確認ください。

Q 8 資金使途に制限はありますか。

A 8 本資金は、新型コロナウイルスの影響による減収の補てん等に充てる運転資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。

なお、本貸付金を既往借入金の上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。

Q 9 コロナ融資を一度受けた後、更に融資を受けることができますか。

A 9 既に融資を受けた後でも追加で融資することは可能です。

ただし、既に実行した融資額以上の更なる資金の必要性をご説明いただくこととなり、無利子限度額や無担保限度額は既に融資を受けた額を加えた額となりますので、ご承知おきいただきますようお願い致します。

また、実行済みの借入金額の用途や使用状況を確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。

Q 10 コロナ融資を一度受けた後、更に融資を受ける場合の必要書類は何ですか。

A 10 改めて借入申込書一式を郵送によりお申し込みください。

Q 11 法人単位での申し込みになりますか。

A 11 施設単位での申込になります。ただし、法人全体でご返済可能な範囲の借入額であることが必要です。

Q 12 貸付利率や担保などの融資条件について教えてください。

A 12 融資条件については以下の通りとなります。

なお、保証人については、保証人を立てるか保証人不要制度を利用するか選ぶことができます。ただし、保証人不要制度を選択された場合、0.05%が上乗せされます。無利子期間であっても保証人不要制度利用のための上乗せ利率分の利払いが発生することとなりますのでご注意ください。

令和4年9月末までの貸付条件（令和4年9月末までに機構に借入申込書が到着している必要があります。）

	融資条件
償還期間	15年以内
据置期間	5年以内
貸付利率	当初5年間 6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無利子 ※当該金額を超えた部分は基準金利同率 6年目以降 基準金利同率
貸付金の限度額	なし
無担保貸付	6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）※は1億円）まで無担保

※貸付利率は借入申込書を受け付けた日の利率を適用します。

現在の基準金利は[こちら](#)をご覧ください。

令和4年10月以降の貸付条件（令和4年10月以降借入申込書到着分）

令和4年10月以降の本資金に係る融資条件は、当初5年間の無利子の取扱が終了するなど変更となる予定ですのでご注意ください。

	融資条件
償還期間	15年以内
据置期間	5年以内
貸付利率	当初5年間 6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで基準金利同率 ※当該金額を超えた部分は基準金利+0.8% 6年目以降 基準金利+0.8%
貸付金の限度額	なし
無担保貸付	6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）※は1億円）まで無担保

※実際の貸付利率は、令和4年10月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。現在の基準金利は[こちら](#)をご覧ください。

Q13 Q12にある「新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設」はどのような施設が該当しますか。

A13 以下の施設が該当します。

- (1)生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- (2)売春防止法に規定する婦人保護施設
- (3)児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (4)老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム。なお、介護保険法に規定する地域密着型サービスに該当するものを除く。
- (5)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設

Q14 借入金の返済の途中で、繰り上げて返済することはできますか。

A14 借入金の返済の期限前に返済予定を繰り上げて借入金一部または全額を返済することは可能です。なお、コロナ融資においては、繰上償還に伴う弁済補償金は発生しないこととしております。

すでにご融資している資金のご返済について-----

Q 1 5 今回のコロナ融資により、民間金融機関からの借入金の借り換えを行うことはできますか。

A 1 5 本融資制度は、新型コロナウイルスの影響による減収の補てんに充てる運転資金であるため、人件費や経費に充てていただくものであり、他の金融機関の借入金の借り換えにはご利用いただけません。

Q 1 6 福祉医療機構から融資を受けていますが、新型コロナウイルスの影響を受け、返済にあたり不安があります。どのようにすればよいでしょうか。

A 1 6 新型コロナウイルスの影響を受け、返済に不安が生じたお客さまについては顧客業務部顧客業務課で相談を受け付けております。当面 6 か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に 3 年（最長 3 年 6 か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

【返済に関するご相談窓口】

フリーダイヤル：0120-343-864